

令和6年第6回

鳥取市選挙管理委員会議案

日 時 令和6年9月2日（月）午後1時30分

場 所 鳥取市役所本庁舎4階 委員会室

会 議 日 程

1 開 会

2 付議する議案

(定時登録関係)

議案第32号 定時登録者の決定について

議案第33号 随時抹消者の決定について

(在外選挙人名簿関係)

議案第34号 在外選挙人名簿登録者の決定について

議案第35号 在外選挙人名簿から抹消すべき者の決定について

(個人演説会施設関係)

議案第36号 個人演説会等施設の指定（解除）について

3 報 告 事 項

報告第4号 選挙権を有する者の総数の50分の1の数、3分の1の数及び6分の1の数について

4 その他

5 閉 会

議案第32号

定時登録者の決定について

令和6年9月1日現在で、同日に選挙人名簿に登録すべき者を次のとおり決定する。

令和6年9月2日提出

鳥取市選挙管理委員会
委員長 森山 慎一

選挙人名簿に登録すべき者

男 1,136人 女 889人 計 2,025人

提案理由

公職選挙法第22条第1項の規定による登録者の決定をするためである。

【参考】名簿登録者数 151,240人

議案第33号

随時抹消者の決定について

令和6年9月1日現在で、公職選挙法第28条の規定により、抹消すべき者を次のとおり決定する。

令和6年9月2日提出

鳥取市選挙管理委員会

委員長 森山 慎一

- 1 公職選挙法第28条第1号の規定に基づき抹消すべき者
男 287人 女 278人 計 565人
- 2 公職選挙法第28条第2号の規定に基づき抹消すべき者
男 1,183人 女 846人 計 2,029人
- 3 公職選挙法第28条第3号の規定に基づき抹消すべき者
該当者なし
- 4 公職選挙法第28条第4号の規定に基づき抹消すべき者
該当者なし

提案理由

公職選挙法第28条の規定により抹消すべき者を決定するためである。

議案第34号

在外選挙人名簿登録者の決定について

在外選挙人名簿登録の申請がありましたので、下記の者を登録すべき者として決定する。

令和6年9月2日提出

鳥取市選挙管理委員会
委員長 森山 慎一

氏名	生年月日	経由領事官	登録区分
			

提案理由

公職選挙法第30条の6の規定により登録すべき者を決定するためである。

議案第35号

在外選挙人名簿から抹消すべき者の決定について

公職選挙法第30条の11の規定により、在外選挙人名簿から抹消すべき者を次のとおり決定する。

令和6年9月2日提出

鳥取市選挙管理委員会
委員長 森山 慎一

1 抹消すべき者

氏名	生年月日	国内の市町村に 住所を定めた年月日
[Redacted]		

2 抹消の事由

国内の市町村に住所を定めた年月日として戸籍の附票に記載された日から4ヶ月経過したため。

※参考

在外選挙人名簿登録者数86人（男25人 女61人）（本委員会議決後）

提案理由

公職選挙法第30条の11の規定により、在外選挙人名簿から抹消すべき者を決定するためである。

議案第36号

個人演説会等施設の指定（解除）について

公職選挙法第161条第1項第3号の規定に基づき、公職の候補者等が個人演説会等を開催できる施設を別紙のとおり指定（解除）する。

令和6年9月2日提出

鳥取市選挙管理委員会

委員長 森山 慎一

提案理由

公職選挙法第161条第1項第3号の規定に基づき、施設を指定（解除）するものである。

【指定施設】（令和6年9月2日付指定）

指定施設 の名称	指定施設の 所在地	指定施設 の管理者	聴衆席の 面積（㎡）	備 考
久松地区公民館	東町3丁目371-2	鳥取市長	781	
遷喬地区公民館	本町1丁目109	鳥取市長	332	
城北地区公民館	青葉町3丁目121-1	鳥取市長	453	
浜坂地区公民館	浜坂4丁目11-21	鳥取市長	450	
中ノ郷地区公民館	覚寺118	鳥取市長	435	
醇風地区公民館	西町5丁目353-1	鳥取市長	404	
修立地区公民館	吉方町1丁目201	鳥取市長	363	
日進地区公民館	吉方温泉1丁目131	鳥取市長	453	
富桑地区公民館	行徳3丁目705	鳥取市長	404	
明德地区公民館	行徳1丁目210-2	鳥取市長	249	
美保地区公民館	吉成2丁目5-22	鳥取市長	452	
美保南地区公民館	叶286	鳥取市長	403	
稲葉山地区公民館	卯垣5丁目57	鳥取市長	336	
岩倉地区公民館	立川町6丁目174	鳥取市長	450	
倉田地区公民館	八坂365-2	鳥取市長	452	
面影地区公民館	桜谷162-6	鳥取市長	458	
津ノ井地区公民館	桂木307-11	鳥取市長	417	
若葉台地区公民館	若葉台南2丁目16-1	鳥取市長	450	
米里地区公民館	古郡家79-4	鳥取市長	465	
神戸地区公民館	下砂見752-1	鳥取市長	330	
大和地区公民館	倭文76-1	鳥取市長	349	

指定施設 の名称	指定施設の 所在地	指定施設 の管理者	聴衆席の 面積 (㎡)	備 考
美穂地区公民館	朝月22	鳥取市長	790	
東郷地区公民館	西今在家207	鳥取市長	468	
大正地区公民館	古海556	鳥取市長	347	
豊実地区公民館	野坂950	鳥取市長	450	
明治地区公民館	松上167-1	鳥取市長	403	
松保地区公民館	布勢543- 3	鳥取市長	370	
湖南地区公民館	吉岡温泉町894-14	鳥取市長	335	
湖南地区公民館 大郷分館	金沢16-2	鳥取市長	516	
末恒地区公民館	伏野1986-32	鳥取市長	450	
湖山地区公民館	湖山町北1丁目202 -1	鳥取市長	450	
湖山西地区公民館	湖山町西1丁目512	鳥取市長	457	
賀露地区公民館	賀露町南5丁目1718 -3	鳥取市長	1,306	
千代水地区公民館	商栄町423-2	鳥取市長	279	
大茅地区公民館	国府町栃本471-3	鳥取市長	460	
成器地区公民館	国府町中河原68-5	鳥取市長	330	
谷地区公民館	国府町糸谷15-1	鳥取市長	1,910	
宮下地区公民館	国府町宮下1012	鳥取市長	666	
あおば地区公民館	国府町新町2丁目 246-4	鳥取市長	440	
福部地区公民館	福部町細川668	鳥取市長	674	福部町コミュニ ティセンター内
河原地区公民館	河原町長瀬 45-1	鳥取市長	348	

指定施設 の名称	指定施設の 所在地	指定施設 の管理者	聴衆席の 面積 (㎡)	備 考
国英地区公民館	河原町山手459-1	鳥取市長	480	
八上地区公民館	河原町曳田186-21	鳥取市長	233	
散岐地区公民館	河原町佐貫784-6	鳥取市長	342	
西郷地区公民館	河原町牛戸15-1	鳥取市長	495	
用瀬地区公民館	用瀬町用瀬253	鳥取市長	395	
大村地区公民館	用瀬町鷹狩3-12	鳥取市長	396	
社地区公民館	用瀬町宮原88-1	鳥取市長	648	
鹿野地区公民館	鹿野町鹿野342	鳥取市長	989	鹿野町農業者ト レーニングセン ター内
勝谷地区公民館	鹿野町宮方147-1	鳥取市長	546	
小鷲河地区公民館	鹿野町小別所351-3	鳥取市長	330	
瑞穂地区公民館	気高町下坂本48-4	鳥取市長	487	
宝木地区公民館	気高町宝木904	鳥取市長	385	
逢坂地区公民館	気高町山宮637-4	鳥取市長	340	
浜村地区公民館	気高町浜村11-1	鳥取市長	2,377	気高町コミュニ ティセンター内
酒津地区公民館	気高町酒津359-1	鳥取市長	318	
日置地区公民館	青谷町山根218	鳥取市長	707	
日置谷地区公民館	青谷町奥崎384-1	鳥取市長	330	
勝部地区公民館	青谷町紙屋110	鳥取市長	860	
中郷地区公民館	青谷町亀尻257	鳥取市長	330	
青谷地区公民館	青谷町青谷4082-1	鳥取市長	665	

【解除施設】（令和6年10月1日付解除）

解除施設 の名称	解除施設の 所在地	理 由
鳥取市用瀬町山口集会所	鳥取市用瀬町安蔵 150	鳥取市集会所の設置及び管理に関する条例の改正による施設廃止のため

報告第4号

選挙権を有する者の総数の50分の1の数、3分の1の数及び
6分の1の数について

(1) 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者の数

151,240人

(2) (1)の50分の1の数

3,025人

地方自治法第74条第1項	…………	条例の制定又は改廃の請求
地方自治法第75条第1項	…………	監査の請求
市町村の合併の特例等に関する法律	…………	合併協議会設置の請求

(3) (1)の3分の1の数

50,414人

地方自治法第76条第1項	…………	議会の解散請求
地方自治法第80条第1項	…………	議会の議員の解職請求
地方自治法第81条第1項	…………	長の解職請求
地方自治法第86条第1項	…………	主要公務員（副市長・選管委員・ 監査委員）の解職請求

(4) (1)の6分の1の数

25,207人

市町村の合併の特例に関する法律 …… 合併協議会設置協議の投票請求

以上は、地方自治法第74条第5項（同法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項、第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第2項において準用する場合を含む。）及び市町村の合併の特例に関する法律第5条第30項において準用する場合を含む。）の規定により告示する。